

市職員採用試験

総務課（麻生庁舎）

☎0299（72）0811

平成24年度市職員採用試験を次のとおり行いますのでお知らせいたします。

試験日

第1次試験 9月16日（日）

▽会場 茨城大学（水戸市文京2-1-1）
第2次試験 11月上旬予定
（第1次試験合格者）

受付期間

7月2日（月）～7月31日（火）

職種・採用予定人数・受験資格

試験区分	採用予定人員	受験資格
一般事務	若干名	昭和57年4月2日から、平成7年4月1日まで に生まれた人
保健師	1名	昭和57年4月2日以降 に生まれた人で、保健 師免許資格取得者、ま たは平成25年3月末ま でに資格取得見込みの 者

資料の請求方法

直接、総務課へおいでいただくか、郵送で。

※郵便で請求する場合は封筒の表に（職員採用試験申込用紙請求 大学卒又は短大・高校卒等）と朱書きし、あて先を明記して120円切手を貼った返信用封筒（角2サイズ）を必ず同封してください。

※資料は、北浦庁舎・玉造庁舎の総合窓口

課にも用意してあります。また、職員採用試験案内は行方市ホームページからもご覧いただけます。

<http://www.city.namegata.ibaraki.jp/>

資料請求・問い合わせ

〒311-3892 行方市麻生1561
9 行方市総務部総務課人事グループ
電話0299-72-0811

平成24年度 行方市統計調査員

協議会代議員会が開催されました

企画政策課（麻生庁舎）

☎0299（72）0811

5月24日に行方市統計調査員協議会代議員会が開催され、今年度の実施事業等について協議がされました。代議員会の開催にあたり、市統計功労者感謝状贈呈式を開催し、市長より感謝状の贈呈がなされました。また、2月に開催されました茨城県統計功労者表彰式において、各賞を受賞されました皆様方の紹介がされました。皆さん、永年にわたり各種統計調査に従事されました功績が認められ、今回の受賞となりました。誠にありがとうございます。

（敬称略・順不同）

○総務大臣表彰受賞者

平塚 昭 松金七郎 寺内泰夫

○県知事表彰受賞者

笹目吉久 松澤善一 原田祥弘

○茨城県統計協会総裁表彰受賞者

伊藤伸一郎 小室 旭 中村和巳

○統計功労者感謝状受賞者

宮橋 脩 宮内弘道 礪山嘉秀
関野 守 箱根勝巳 中田 榮
茂木要一

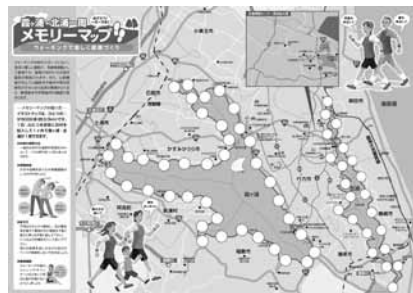
霞ヶ浦・北浦一周

メモリーマップ

健康増進課（北浦保健センター内）

☎0291（34）6200

多くの市民の皆様が、健康づくりのため、早朝や夕方、ウォーキングに励まれています。目標を持ち、より意欲的にウォーキングに取り組んでいただくために、霞ヶ浦・北浦一周メモリーマップができました。これは、市役所の職員提案制度の一つで、地図上で霞ヶ浦・北浦一周を通して、楽しみながら健康づくりに挑戦してもらおうとするものです。毎日、1万歩あるくと、1カ月で霞ヶ浦・北浦を一周することができます。一万歩と限らず、少しずつでも結構ですので、挑戦してください。このメモリーマップは、各庁舎の総合窓口や各保健センター、各公民館・各運動場にあります。ご活用ください。また、市ホームページからもダウンロードすることもできます。



行方市農業委員会委員

一般選挙のお知らせ

選挙管理委員会（総務課内：麻生庁舎）

☎0299（72）0811

任期満了に伴う行方市農業委員会委員一般選挙が行われます。

投票日

8月26日（日）午前7時から午後6時

▽投票場所 入場券に記載された投票所

期日前投票

8月20日（月）～25日（土）

午前8時30分～午後8時

▽場所

第1選挙区（麻生地区）麻生庁舎

第2選挙区（北浦地区）北浦庁舎

第3選挙区（玉造地区）玉造庁舎

立候補届出受付

8月19日（日）午前8時30分から午後5時

麻生保健センター（麻生庁舎隣）

定数

第1選挙区（麻生地区）8人

第2選挙区（北浦地区）8人

第3選挙区（玉造地区）8人

立候補予定者説明会

7月26日（木）午後2時

▽場所 北浦庁舎第1会議室

※会場の都合上、出席者は1候補者2名以内でお願いします。

シリーズ 在留管理制度 Ⅱ

外国人住民のみなさまへ

住民基本台帳法の一部改正により、2012年（平成24年）7月9日から【外国人住民の基本台帳制度】がスタートします。

これにより住所に関する届出が変わりますので、【転入・転出の手続き】について以下のとおりお知らせします。

* 入国する外国人について

中长期在留者などが国外から転入した場合、その日から14日以内に在留カード等を持参し、市町村の窓口で転入の届出を行う必要があります。

住居地の届出に基づき、在留カード等の裏面に記載いたします。

行方市での転入手続きは、玉造庁舎 総合窓口課へ届け出てください。

* 国内で住所を変更する外国人について

転出の際には日本人と同様に転出手続きが必要となり、転入時には転出証明書が必要となります。

住所を変更する際には、在留カード又は特別永住者証明書、外国人登録証明書いずれかをご持参ください。

* 出国する外国人について

国外に転出する場合は、再入国許可を得ている場合であっても、原則として転出の届出が必要となります。

※1. 行方市での転出の手続き及び住民票の交付申請は、麻生・北浦・玉造庁舎の総合窓口課（室）で行うことができます。

※2. 住居地に関する届出は、本人と同居する親族に加え、本人の依頼（委任状等）を受けた任意代理人や使者等が行うことができます。

【問い合わせ】 総合窓口課（玉造庁舎） 電話 0299-55-0111

シリーズ 国民健康保険

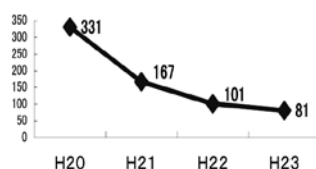
グラフは語る

国民健康保険（国保）会計の最近の状況を表す典型的なグラフが左のA、BそしてCです。グラフAは基金の保有額です。グラフBは国保税の税収額、グラフCは国民健康保険特別会計への一般会計からの繰り入れとなります。

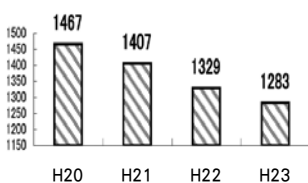
平成23年度は震災という特別な事情がありますが、過去4年間で急激な変化をとげていることが分かります。特にグラフBに注目してみると、保険税収入が毎年著しく低下していることが分かります。保険税率は平成18年度から変更されていませんが、なぜこのように低下しているのでしょうか？原因のいくつかをあげてみると、国保の世帯や人口が減っていること。税金の減額等を実施している世帯が多くなったこと。景気の動向などで保険税の支払いが難しくなった世帯が多くなったこと。などが考えられます。これらの原因が複雑に重なって保険税収の減少が起きているといえます。

国民健康保険は特別会計といって、その会計内で経費をまかなうことが原則となっています。このため、グラフCのように一般会計という別の会計から経費を持つてくるのは特別の場合です。緊急一時的にそのような状態になることは考えられますが、恒常的にこのような状態が続くと、保険税収が減少していけば、比例するようにグラフAが上昇することは容易に予測できます。国民健康保険についてはいざというときの基金の増加と安定的な国保税の確保が喫緊の課題といえます。

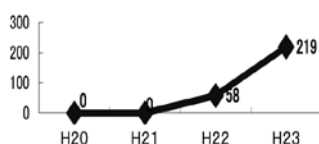
グラフA 基金保有額
（単位 百万円）



グラフB 国保税収額（単位百万）



グラフC 一般会計から制度外繰入金
（単位 百万円）



市民交流促進

総合ポータルサイト名募集

企画政策課（麻生庁舎）

☎ 0299（72） 0811

行方市では、2012年9月2日の行方市市制施行7周年に合わせて、「行方市市民交流促進総合サイト（以下行方市総合ポータルサイト）」を開設します。

そこで、この行方市総合ポータルサイト開設にあたって、皆様に親しんで使っていただけるような愛称を募集します。厳正なる選考の結果採用された愛称の応募者1名に、豪華賞品を進呈します。

応募期間

7月2日（月）～8月8日（水）

（郵送の場合、当日消印有効）

応募方法

はがき、FAX、特設ホームページから左記の項目を記入の上ご応募ください。

① 行方市総合ポータルサイトの愛称
（1回のご応募につき1つとさせていただきます）

② 愛称の理由

③ 住所、氏名、電話番号

④ ホームページに公開できるペンネーム

その他

※今回の募集に関して行方市が応募者から取得した個人情報、行方市個人情報保護に関する条例に従い適正に管理し、本事業に関する目的以外に使用しません。

※愛称は、応募者本人が創作したもので、同一又は類似の愛称が他に応募又は発表されてなく、第3者の権利を侵害しないものとしします。

※愛称の著作権、2次使用权、商品化権、その他一切の権利は行方市に帰属します。

応募・問い合わせ先

〒311-3892

行方市麻生1561-9

行方市役所（麻生庁舎）企画政策課内

「行方市総合ポータルサイト名称募集係」

TEL 0299-72-0811

FAX 0299-72-2174

<http://namegata.mynet>

詳細は特設ホームページをご覧ください。
皆様のご応募、お待ちしております。

◎ポータルサイトとは？

行方市総合ポータルサイトは、行政・民間も含めた地域のあらゆる情報を集約した、「ここを見れば行方市の情報は何でもわかる」というサイトです。市民のみなさま一人ひとりが、行方市の情報や魅力を発信することができます、そんなサイトです。



霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会

委員一般選挙のお知らせ

選挙管理委員会（総務課内・麻生庁舎）

☎ 0299（72） 0811

任期満了に伴う霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会委員一般選挙が行われます。

投票日

7月19日（木）

午前8時30分～午後4時

期日前投票

7月11日（水）～7月18日（水）

午前8時30分～午後8時

▽場所 行方市役所 麻生庁舎

立候補届出受付

7月10日（火）

午前8時30分から午後5時

▽場所

茨城県庁行政棟9階共用会議室901

定数 6人

浄化槽をお使いの皆様へ

浄化槽は、微生物などの働きを利用して水をきれいにする装置です。そのため、浄化槽の機能を十分に発揮させるには、定期的な維持管理（保守点検・清掃）と定期検査（法定検査）が必要であり、法律により実施が義務付けられています。

適正な維持管理と定期検査を行い、浄化槽を正しく使っていただくよう皆様のご協力をお願いします。

【保守点検】

- 浄化槽内の機器、送風機やタイマーなどの点検調査を行います。また、消毒剤を定期的に補充し、放流先が不衛生にならないようにするのも重要な作業です。
- 10人槽以下の家庭用浄化槽の場合、年3～4回行う必要があります。
- 県に登録している保守点検業者に委託してください。

【清掃】

- 浄化槽内に溜まった汚泥などを抜き取るのが清掃です。
- 年に1回以上（全ばっ気方式は6カ月に1回以上）行う必要があります。
- 市町村の許可を受けた清掃業者に委託してください。

【法定検査】

- 浄化槽の保守点検・清掃がきちんと行われ、きれいな水が放流されているかを検査します。
- 最初の検査は、浄化槽を使い始めてから3～8カ月以内に行う必要があります（検査は有料です）。
- 県指定検査機関である（社）茨城県水質保全協会に申し込みをしてください。
（電話：029-291-4004）

【問い合わせ】

下水道課（玉造庁舎）

電話 0299-55-0111

茨城県生活環境部環境対策課

電話 029-301-2966

後期高齢者医療制度についてのお知らせ

後期高齢者医療保険料が変更になります

平成 24 年度および平成 25 年度の後期高齢者医療保険料率が、2 月 28 日に開催された茨城県後期高齢者医療広域連合議会定例会において右記のとおり決定されました。

平成 24 年度の保険料については、7 月中旬ごろに送付される「後期高齢者医療保険料額決定通知書」でご確認ください。

		平成 24・25 年度	平成 22・23 年度 (参考)
保険料	均等割額	39,500 円	37,462 円
	所得割率	8.00 %	7.60 %
保険料の賦課限度額 (上限額)		55 万円	50 万円

※保険料率は（均等割額・所得割率）は、都道府県単位で計算され、2 年ごとに見直されます。

◆保険料の決め方◆

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{1 年間の保険料額} \\ \hline \text{(100 円未満切捨て)} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{均等割額} \\ \hline \text{39,500 円} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{所得割額} \\ \hline \text{〔前年中の総所得金額 - 基礎控除 (33 万円)]} \times 8.00\% \\ \hline \end{array}$$

◆保険料の軽減◆

- ①均等割額の軽減 世帯（被保険者と世帯主）の所得水準にあわせて軽減されます。
- ②所得割額の軽減 基礎控除後の総所得金額が 58 万円以下（年金収入のみの方は、153 万円から 211 万円以下）の場合は 5 割軽減されます。
- ③その他の軽減 後期高齢者医療制度に加入前に会社などの健康保険の被扶養者であった方は、均等割額が 9 割軽減され、所得割額はかかりません（国民健康保険、国民健康保険組合の加入者は該当しません）。

◆保険料の納め方◆

特別徴収	普通徴収
年金からの天引き	納付書または口座振替
年金（遺族・障害年金を除く）額が年額 18 万円以上で、介護保険料との合計額が年金支給額の 2 分の 1 を超えない方	左記に該当しない方や新たに加入された方

※年金からの天引きの方は、希望により普通徴収（口座振替のみ）に変更することもできます。

ご注意ください 年金から天引きされている方で、東日本大震災により保険料減免の決定を受けた方は、**保険料が変更されたことにより年金からの天引きが一時停止されます。**「後期高齢者医療保険料額決定通知書」を必ずご確認ください。納付書がある場合は、納付書にて納付をお願いします。



8 月 1 日に被保険者証が更新されます

現在お使いの被保険者証は、7 月 31 日までの有効期限となっています。新しい被保険者証は、7 月下旬ごろに郵送しますので、お受け取りをお願いします（「限度額適用・標準負担額減額認定証」の対象となる方は、あわせて郵送します）。

■問い合わせ 保険料の計算について 茨城県後期高齢者医療広域連合 事業課 ☎ 029-309-1213
保険料の納付について 国保年金課（玉造庁舎）医療グループ ☎ 0299-55-0111

GO! GO! サマー! GO! GO! 500,000,000!

1等前後賞合わせて

5 サマージャンボ 億円

サマー史上最高額!

●1等…4億円
●前後賞…各5,000万円

同時発売

2000万 サマー

●1等…2,000万円×450本

発売期間 ●平成24年7月9日(月) ~ 7月27日(金) まで

抽せん日 ●平成24年8月7日(火)

★この宝くじの収益金は市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。★宝くじは、ぜひ茨城県内でご購入願います。

1枚300円

宝くじに関するお問合せ / 03-3535-9033 [みずほ銀行]

公益財団法人 茨城県市町村振興協会

クレーン

税金のお知らせ

今月の税金

固定資産税 第2期
国民健康保険税 第1期
納付期限（口座振替日）は
7月31日です。

市税はコンビニでも納付できます

市税等（固定資産税、軽自動車税、市県民税、国民健康保険税）をコンビニエンスストア（コンビニ）で納付することのできる【コンビニ収納】が便利です。ただし、各税の納期限内に限ります。

市税等の納税通知書と同封の納付書で、市内はもちろんのこと、市外のほとんどのコンビニで納付することができます。（30万円以下、手数料なし）



問い合わせ 税務課・収納対策課（麻生庁舎） Tel 0299-72-0811

◇不動産公売に参加してみませんか

茨城租税債権管理機構では、一般の方も参加できる入札により、不動産を公売します。

詳細は茨城租税債権管理機構のホームページ【<http://www.ibaraki-sozei.jp/>】のインターネット公売にて、ご確認ください。なお、入札参加申し込みはYahoo!オークション内の茨城租税債権管理機構インターネット公売【http://koubai.auctions.yahoo.co.jp/ibaraki_sozei/】にて、平成24年7月6日午後1時より手続き開始となりますので、ご確認ください。

○公売参加申込期間・・・平成24年7月6日 午後1時 ～ 平成24年7月20日 午後11時

○入札期間・・・・・・・・平成24年7月27日 午後1時 ～ 平成24年8月3日 午後1時

○公売の場所・・・・・・・・ヤフー株式会社が提供するインターネット公売システム上

【売却区分番号 24 - 28】

見積価額 5,700,000円 公売保証金 600,000円

財産の表示

（物件1）所	在	行方市玉造字緑ヶ丘	（物件2）所	在	行方市玉造字緑ヶ丘
地	番	甲6517番3	地	番	甲6517番13
地	目	宅地	地	目	宅地
地	積	1332.31㎡	地	積	37.11㎡

※中止になる場合があります。

【問い合わせ】茨城県水戸市柵町1丁目3番1号 茨城租税債権管理機構 Tel 029-225-1221

行方幕府ITのすすめ

一、パソコン教室
一、記憶と記録の電子化
＊回覧板書類の清書
＊思い出のビデオテープをDVDにダビング
＊香典帳・新盆見舞名簿をパソコン入力、見やすく
あいうえお順に整理製本
式場帳場で出張作業も承ります
詳しくはお電話で
お気軽にご相談くださいー
一般社団法人 **行方幕府**
0291(35)4321
行方市小貫29-4

がんばろう茨城

今年もやります！ **理容まつり**
7月16日（月）茨城空港
午前10時開始

皆さまと共に 理容組合鉾田支部
問い合わせ TEL:0291-35-3256

行方市の「人づくり」に向けて

～市教育委員会の組織と

事業について～



行方市教育委員会

委員長以下6名

教育長（委員）

委員は市議会の同意を得て市長が任命しますが、政治的な影響は受けずに「中立」です！

教育次長

学校教育課

幼稚園（4）、小学校（14）、中学校（3）、
学校給食センター（2）

- ・幼児教育の充実（地域交流事業、施設整備事業など）
- ・学校教育の充実（国際理解教育、情報教育、環境教育、健康教育、キャリア教育、小中一貫教育など）
- ・教育環境の充実
（教職員の研修、施設設備、学校給食、安全対策など）
- ・教育環境の充実（教職員の研修、施設設備、学校給食、安全対策など）
- ・開かれた学校づくり（地域連携、学校経営の充実など）

生涯学習課

公民館（3）、地区館・学習センター（14）、
図書館、文化会館

- ・生涯学習の推進（人材育成、講座等の開催、自主活動促進、図書サービスなど）
- ・社会教育施設の充実（施設整備事業、適切な維持管理など）
- ・芸術文化の振興（文化財の保存と継承、文化・芸術活動の促進、新たな文化の創造など）
- ・青少年健全育成（青少年の健全育成、青少年活動の促進、成人式の開催など）

スポーツ振興課

運動場（3施設）
野球場、グラウンド、B & G施設含む

- ・生涯スポーツの推進（スポーツ大会・教室、スポーツ少年団、総合型スポーツクラブ支援など）
- ・施設の整備充実（各種スポーツ施設の充実、健康レクリエーションの環境づくりなど）

行方市教育委員会（各課へは） Tel 0291-35-2111

行方市の未来を担う子どもたち。健やかな成長は、多くの市民の願いです。このために行政だけでなく、家庭や地域で様々な取り組みが進められています。市民の皆さんと行政でそれぞれの立場で人づくりを推進していきましょう。

行政での人づくりの一つとして教育委員会の取り組みをシリーズにて紹介していきます。

○教育委員会をどう存じますか。

教育委員会は、教育の政治的中立性を保持し、学校教育や生涯学習等の振興を図ることを目的に設置された、市長から独立した執行機関です。教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針等について審議し決定します。

行方市教育委員会は6人の教育委員で構成され、会議を主宰し教育委員会を表するのが委員長です。また、教育委員会の事務を処理するのが事務局で、指揮監督するのが教育委員の1人である教育長です。

具体的には、子どもたちの学校教育から社会人の生涯学習、社会体育事業などを中立的な立場で地域住民の意向を反映させながら安定的に推進し継続させていくことがその役割です。

教育とは、個人の精神的な価値の形成を目指すことから、中立公正は当然のことです。教育行政の執行には、「政治力」や「個人的な価値判断」からの影響を受けない「中立公正」が原則です。

■Q & A こんなことは？

Q … 子どもの学校生活での相談ことは？

A … 学校で受けています。また、教育相談室「ポプラ」でも相談業務を行っています。

Q … 小学生のスポーツ少年団の加入について聞きたいのですが？

A … スポーツ振興課の「スポーツ少年団事務局」へお尋ねください。

Q … カルチャー講座など何がありますか？

A … 生涯学習課北浦公民館へお尋ねください。平成24年前期には定期的な講座16コース、1日教室を10コース計画しています。

行方市文化財保護審議会について紹介します

行方市文化財保護審議会は、市教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存活用に関する重要事項について調査審議し、これらの事項に関して市教育委員会に意見を述べる機関です。

審議会は任期2年間で、会長・副会長を含め、現在15名の委員によって組織されています。

また、上部団体の鹿行文化財保護連絡協議会や、市内に存在する埋蔵文化財の有無を確認調査する行方市遺跡調査会などの役員・委員も兼ね、文化財の保護活用に功績のあった人物・団体を推薦・表彰したり、発掘調査における助言等その活動は多岐に渡ります。さらには年数回、近隣市の委員との合同研修会等も開催され、常に文化財に対して造詣を深める活動も行っています。



高野 顕 会長



飯田 俊彦 副会長

高橋 量光 (石神)	荒張 高一 (行方)
植田 敏雄 (島並)	羽生 均 (麻生)
宮内 俊雄 (小牧)	山野 恵通 (山田)
武田 博 (小幡)	高野 顕 (小幡)
河野 勝雄 (三和)	伊勢山雅昭 (小貫)
風間 亨夫 (芹沢)	仲田 洋二 (藤井)
大和田 湏 (玉造甲)	飯田 俊彦 (手賀)
山口 不岐 (羽生)	

市営住宅入居者募集

住宅名	所在地	間取り	構造	募集戸数
みなみ原団地 (旧麻生)	青沼 841-14	3LDK	RC造	4戸
諸井団地 (旧玉造)	玉造甲 4175	3DK	RC造	1戸

募集期間 7月4日(水)～7月13日(金)

入居者資格 下の(1)～(3)の全ての要件に該当する方

- (1) 単身入居以外の方で現在住宅に困っている方
- (2) 市税等を滞納していない方
- (3) 公営住宅法で定める基準内の収入である方
(例) 一般世帯の場合 (1世帯の合計所得額 - 控除額) ÷ 12 = 15万8千円以下

入居者の選考 市営住宅管理条例第8条により入居者選考委員会を行い入居者を決定いたします。

申込方法 所定の申込書に必要事項を記入し、都市建設課(玉造庁舎)に提出。

問い合わせ 都市建設課(玉造庁舎) 0299-55-0111

文化財愛護シンボルマーク

このシンボルマークは、ひろげた両手の手のひらのパターンによって、日本建築の重要な要素である斗拱(ときょう=組みもの)のイメージを表し、これを三つ重ねることにより、文化財という民族の遺産を過去、現在、未来にわたり永遠に伝承してゆくという愛護精神を象徴したものです。



善行青少年の推薦について

地域において社会のため、また、自己啓発に努めている青少年(個人・団体)を賞揚し、地域での青少年の健全育成の推進を図ることを目的に、行方市民会議では、平成23年度から善行青少年の表彰を実施しています。今年度も、地域の皆様、そして、青少年育成に係わる方々から、善行行為の青少年の推薦をお願いします。

表彰対象内容

- ①奉仕賞 学校または地域社会への奉仕活動を継続して2年以上行っている。
- ②親切賞 自己の利害を顧みないで人に親切な行いをしている。
- ③学芸賞 学業または、文化・芸術の分野において、顕著な成績を挙げ、地域社会に貢献している。
- ④あいさつ賞 明るく元気なあいさつをする運動に取り組んでいる。
- ⑤その他 ①～④以外に特に優れた善行があり他の模範である。



善行青少年の推薦は、小・中・高の学校長、地域の青少年育成に係わる団体の会長を通していただくか、直接生涯学習課までご報告ください。

対象 市内在住の小中高生・18歳未満の青少年

申込締切 推薦締切日 8月31日

問い合わせ 生涯学習課(北浦公民館内) TEL 0291-35-2111